

公立大学法人奈良県立医科大学新キャンパス清掃業務作業要領

【日常清掃】

1 屋内清掃

(1) 床の清掃

①弾性床（ビニル床タイル、ビニル床シート、樹脂タイル、帯電防止ビニル床タイル）  
乾式モップによる除塵及び湿式モップ（洗剤又は清水）により床を面拭き上げるツーマップ方式、または両者を兼ねたワンマップ方式による。

また、床面汚れの状況により、騒音・衛生面を考慮したその他の方法にて実施する。

②木床（フローリング、複合フローリング）

「①弾性床」に準ずるが、材質保護のため最小限の水で作業する。

③硬質床（コンクリート）

「①弾性床」に準ずる。

④カーペット等

ブラシ機能等カーペットに適した掃除機を使用し、ゴミ及び埃を吸塵する。

しみ抜きはカーペットに適した洗剤等を使用すること。巡回清掃等においては、粘着カーペットクリーナー等で作業する。

⑤その他

清掃用ロボットの使用を希望する場合は、事前に発注者の了解を得るとともに、床材・壁面等を傷めないように最適な方法により実施すること。

(2) 机、椅子の清掃

講義室、廊下、ホールに設置の机・椅子は清潔なタオルで清拭清掃を行うこと。汚れの著しい場合には、洗剤等で拭き上げること。

(3) 備品什器の清掃

湯沸器、ガス台、電子レンジ、ストーブ、換気扇、冷蔵庫、ロッカー、冷暖房機等は、発注者の指示に基づき日常清掃で可能な範囲で清掃すること。

(4) 扉・ドアノブ・窓ガラス・窓枠・手すりの清掃

水をよく絞ったタオル等で清掃後、乾拭きを行い曇りのないようにすること。

(5) 洗面台、流しの清掃

① 除菌洗浄剤をしみ込ませたタオル等で汚れを除去し、乾拭きすること。

② 排水口は、トラップを外し中のゴミ取り除いた後洗浄すること。

(6) トイレの清掃

① 床面は除菌洗浄剤をしみ込ませたモップ等で汚れを落とし、床面が滑らないよう水分を取り除くこと。

② 扉、壁面、パーテーションは静電気ちり払いで除塵する。手摺、ドアノブについては、特に人の手が触れる箇所であるため、除菌洗浄剤のしみ込ませたタオル等で入念

に清拭すること。

- ③ 衛生陶器は柄付きタワシ等で除菌洗浄剤を用いて水洗い後、必要に応じ消臭剤を散布すること。また、洋式便器の蓋及び便座並びにウォシュレットノズルについても除菌洗浄剤で清拭すること。
- ④ フラッシュバルブ・配管等の金属部分は、洗剤で拭き上げ、そのあと乾いたタオルでよく拭き取ること。
- ⑤ トイレットペーパー・ハンドソープ等は、無くなる前に随時補充すること。
- ⑥ 洗面台、流し台、ハンドドライヤーは材質に応じた洗剤を用いて水拭き後、乾拭きすること。
- ⑦ 排水口はトラップを外し、中のゴミを取り除いた後洗浄すること。

(7) シャワールームの清掃

専用洗剤を用い、浴槽、床面及び壁面の汚れ及びぬめりを除去すること。

2 ゴミの収集・分別・運搬

(1) ゴミ箱の清掃・ビニール袋の交換

- ① 共用部に備え付けてあるゴミ箱が汚れている場合は清拭し、汚れの著しい場合は、洗剤等にて拭きあげること。
- ② ゴミ箱のビニール袋は毎回新しいものと交換すること

(2) ゴミ収集・運搬

- ① 大学、病院等の各階各室及び屋外から出るゴミを燃えるもの（透明袋）、燃えないもの（青い袋：缶、瓶、プラスチック類）、ペットボトル、段ボール、新聞、書籍に分類して収集し、指定の集積所へ運ぶこと。
- ② ゴミ収集時、ゴミ袋に排出場所の記載があるか確認し、無ければ記入すること
- ③ ゴミ袋の分別不十分なものは、袋に記載の排出元を新キャンパス・施設マネジメント課へ連絡すること

(3) 資源回収

- ① 段ボール、新聞紙、雑誌類は、資源として搬出するので、種類毎に分けること。

(4) その他

- ① ゴミ集積場は、ゴミを分別して集積し、常に清潔を保持し不快感を与えないようにすること。

3 その他

- (1) 清掃作業の実施の際には、施設の損傷、不具合の発見に努め、利用者が安全で快適に利用できるよう敷地全体を見回ること。
- (2) 本作業要領に記載のない事項であっても、施設保全・維持のため発注者が必要と認めた清掃作業については、受注者は最大限実施するよう努めること。